

# 全数把握可能な学校に支援システムを

- 学校に①キャッチできる、②情報を担保し、様々な資源を活用できるよう見える化、情報提供できる仕組みを作る、③教員の認識を作る = SSWの可能性
- 保健所による法定健診システム→これと同様に学校での展開(家庭機能チェック、フォローを年齢を追ってチームで対応、関係機関と学校による定例事例検討会)  
⇒情報共有できる法的根拠が必要(要対協)
- 子どもの居場所、誰も起きる孤立を防ぐ親の居場所
- 教職課程に社会福祉科目を入れる = 教員の認識を変えないと仕組みはできない

## 学校のプラットフォーム化

# 学校プラットフォームが機能するための課題

- 学校プラットフォームと明記したことは第一歩
- さまざまな機能が学校に入っていけるような法整備、学校プラットフォーム化の規定が必要
- 貧困調査とそのエビデンスに基づくターゲットの決定、予算の投入 = TAやメンターの有効性 (CSの例)
- 各資源が機能していくように、流れを作る必要：発見や検討の仕組み、を保健所の仕組みのように規定。
- SSWの人数を増やせばいいという問題ではない。必ずケース会議を月1回など必須化しチーム学校の規定も必要。
- 全児童への働きかけ (SSTなど) と貧困対象の児童など課題のある児童への働きかけ (メンターなど学習支援、家事援助、フードサービスなど) の両方必要。